

# 令和6年度大野城市国民健康保険税 概算早見表

- ◆ この早見表は、**大野城市における「概算」の保険税**です。実際の保険税とは異なる場合があります。税率は毎年見直しが行われます。この概算早見表は令和6年度の税率で算出しています。
- ◆ 早見表の金額は、**減額賦課（均等割及び平等割の減額）**が適用されていない金額です。所得が一定の金額以下の場合、**表記の金額から減額となる可能性があります。**  
詳しくは市ホームページの「国民健康保険税 減額賦課早見表」をご覧ください。
- ◆ 国民健康保険税は、「年10回払い」で納付していただきます。（1納期につき1.2か月分の保険税が含まれます）。**1か月あたりの保険税でご請求はしませんので、ご注意ください。**

総所得金額等	年間保険税 (加入者1人あたり)		1か月あたりの保険税 (年間保険税÷12か月)	
	40歳～64歳の方	左記以外の方	40歳～64歳の方	左記以外の方
43万円以下	97,000円	78,000円	8,084円	6,500円
60万円	119,300円	96,000円	9,942円	8,000円
80万円	145,500円	117,200円	12,125円	9,767円
100万円	171,900円	138,500円	14,325円	11,542円
120万円	198,100円	159,700円	16,509円	13,309円
140万円	224,500円	181,000円	18,709円	15,084円
160万円	250,900円	202,300円	20,909円	16,859円
180万円	277,100円	223,500円	23,092円	18,625円
200万円	303,500円	244,800円	25,292円	20,400円
220万円	329,700円	266,000円	27,475円	22,167円
240万円	356,100円	287,300円	29,675円	23,942円
260万円	382,500円	308,600円	31,875円	25,717円
280万円	408,700円	329,800円	34,059円	27,484円
300万円	435,100円	351,100円	36,259円	29,259円
350万円	500,800円	404,200円	41,734円	33,684円
400万円	566,700円	457,400円	47,225円	38,117円
450万円	632,400円	510,500円	52,700円	42,542円
500万円	698,300円	563,700円	58,192円	46,975円
550万円	764,000円	616,800円	63,667円	51,400円
600万円	829,900円	670,000円	69,159円	55,834円
650万円	893,100円	723,100円	74,425円	60,259円
700万円	946,300円	776,300円	78,859円	64,692円
750万円	999,000円	829,000円	83,250円	69,084円
800万円	1,036,700円	866,700円	86,392円	72,225円

## ■「総所得金額等」とは、

給与所得・事業所得・不動産所得・配当所得・雑所得などを合計した合計所得金額から繰越控除を適用した後の金額です。

**手取り金額や収入金額（年収）ではありません。**

令和6年度国保税は、**令和5年中**（令和5年1月～令和5年12月）の総所得金額等から基礎控除額を引いた金額（課税標準額）をもとに算出します。

## ■下記の書類でも所得金額の確認ができます。

○確定申告書（令和5年分）の控え

★確定申告書：⑫の金額を参照してください。

※分離課税がある場合、分離課税の各所得金額から繰越控除分を引いた後の合計金額も加えてください。

○給与の源泉徴収票（令和5年分）

※給与収入のみの場合

「給与所得控除後の金額」を参照してください。

○公的年金等の源泉徴収票（令和5年分）

※年金収入のみの場合

「支払金額」から算出した年金所得を参照してください。

## ■年間保険税には限度額があります

世帯主に対して賦課できる年間保険税には上限があります。限度額は年度によって異なる場合があります。

【令和6年度 国民健康保険税 賦課限度額】

40～64歳の方：1,060,000円

上記以外の方：890,000円



大野城市PRキャラクター

※40歳から64歳までの方は、介護納付金分が賦課されるため、保険税額が少し高くなっています。

※未就学児（誕生日が平成30年4月2日以降の方）は、均等割額が5割軽減（最大19,500円減額）されます。

※合計所得金額が2,400万円以下を想定しているため、基礎控除額は一律430,000円としています。

※複数名の加入者がいる場合の計算は、加入者それぞれの年間保険税額（概算早見表 参照）を合計後、

『2人目以降の加入者数 × 39,000円』（重複する平等割分）を差し引いてください。

## 給与収入・年金収入の所得額

### ◆給与収入

収入額	所得額
55万円以下	0円
100万円	45万円
150万円	95万円
200万円	132万円
250万円	167万円
300万円	202万円
350万円	237万円
400万円	276万円
450万円	316万円
500万円	356万円
550万円	396万円
600万円	436万円
650万円	476万円
700万円	520万円
750万円	565万円
800万円	610万円

### ◆年金収入（64歳以下）

※昭和34年1月2日以後に生まれた方

収入額	所得額
60万円以下	0円
100万円	40万円
125万円	65万円
150万円	85万円
175万円	約104万円
200万円	約123万円
225万円	約141万円
250万円	160万円
275万円	約179万円
300万円	約198万円

### ◆年金収入（65歳以上）

※昭和34年1月1日以前に生まれた方

収入額	所得額
110万円以下	0円
150万円	40万円
175万円	65万円
200万円	90万円
225万円	115万円
250万円	140万円
275万円	165万円
300万円	190万円
325万円	215万円
350万円	235万円

※年金所得は、公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合を想定し算出しています。

※公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額が1,001万円以上の場合は、所得額が異なります。

(例)

年齢：63歳	収入：給与収入 300万円 年金収入 100万円	所得：給与所得 202万円 年金所得 40万円 合計所得 <b>242万円</b>
--------	-----------------------------	---

※所得金額調整控除（最大10万円控除）は加味していません。

## 令和6年度大野城市国民健康保険税率

	所得割額	均等（人数）割額	平等（世帯）割額	賦課限度額
基礎分（医療保険分） （国保加入者全員）	課税標準額 ×7.54%	被保険者1人につき 28,000円	1世帯につき 28,000円	650,000円
後期高齢者支援金等分 （国保加入者全員）	課税標準額 ×3.09%	被保険者1人につき 11,000円	1世帯につき 11,000円	240,000円
介護納付金分 （40歳以上65歳未満の人）	課税標準額 ×2.53%	被保険者1人につき 19,000円	—	170,000円

### <用語解説>

課税標準額・・・総所得金額等から基礎控除額を最大430,000円を控除した額です。（合計所得が2,400万円を超える場合、基礎控除額は変わります。）

基礎分（医療保険分）・・・国保加入者の方の医療費にあてるものです。

後期高齢者支援金等分・・・後期高齢者の方の医療費を、国保加入者が支援するものです。

介護納付金分・・・40歳から64歳の国保加入者の方の「介護保険料」にあたるものです。

【問い合わせ先】

大野城市市民生活部国保年金課

電話：092-580-1846